

保 護 者 様

日野市立日野第四小学校
校 長 三 浦 寛 朗

インフルエンザによる出席停止について

お子さんがインフルエンザ（の疑い）により、学校を欠席するとの連絡をいただきました。インフルエンザによる欠席の期間は出席停止の扱いとなります。

インフルエンザによる出席停止の基準は、「発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっております。

※発熱した日を「発症0日目」とし、翌日を「発症後1日目」と数えます。

主治医より登校の許可が出ましたら、下記に保護者がご記入の上、担任まで提出してください。

記

主治医より登校の許可が出ましたのでお知らせします

1. 病 名 インフルエンザ（ 型）

2. 罹患時の症状 …… ○をつけてください

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ・発熱（ 度） | ・吐き気・嘔吐 | ・関節痛・筋肉痛 |
| ・頭痛 | ・下痢 | ・咳 |
| ・発疹 | ・その他（ ） | |

3. 受診した医療機関名 （ ）

4. 発 症 日 令和 年 月 日 発症

5. 医師により登校が許可された日 令和 年 月 日より登校可

年 組 児童生徒名

保 護 者 名

（印）

※病院の証明はいりません。保護者の方の自筆で上記の証明をお願いします。

インフルエンザによる出席停止の解除について

学校保健安全法により、インフルエンザに感染・発症した場合、学校での蔓延防止のため、出席停止になります。その出席停止期間が解除されるのは、「解熱後2日が経過するまで」に加えて、「発症後5日が経過していること」も条件となります。

発症した日は、発熱した日を「発症0日目」として数え、翌日を「発症後1日目」と数えます。下記のように、早めに解熱して発熱が続かなければ、発症後6日目から登校が可能となります。

それまでのお休みは「出席停止」となり、欠席扱いになりません。

※ **発症**とは、受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。
受診した時に、医師に経過を話して発症日を確認してください。

※ 最短でも**5日間**は**出席停止**となります。**解熱した日**によっては期間が延長されます。
下の表をご覧ください。学校に登校可能な日をご確認ください。

発症 ○日目 月／日		発症 0日目 ／	発症 1日目 ／	発症 2日目 ／	発症 3日目 ／	発症 4日目 ／	発症 5日目 ／	発症 6日目 ／	発症 7日目 ／
例1	発症当日 に解熱	発熱解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可	
例2	発症1日 目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登校可	
例3	発症2日 目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可	
例4	発症3日 目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
例5	発症4日 目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
例6	発症5日 目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日

↑ 例6は発症8日目に登校可となります。

☆ インフルエンザと病院で診断されましたら、学校までお知らせください。